

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限を平成三十三年三月三十一日まで延長するものとする事。
(附則第三条関係)

第二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする事。

二 関係法律の整備

関係法律について所要の規定の整備を行うものとする事。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条本文中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条ただし書中「平成二十三年度」を「平成三十三年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（内閣府設置法の一部改正）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成二十三年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十三年三月三十一日

一 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に

関する特別措置法（平成十二年法律第四百四十八号）第三条第一項

に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。

二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。

三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附則第四条の二中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

理由

原子力発電施設等立地地域の振興を促進するため、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約十八億円の見込みである。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百四十八号）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （この法律の失効） 第三条 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成三十三年度以降に繰り越されるものについては、第七条及び第十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p>	<p>附則 （この法律の失効） 第三条 この法律は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成二十三年度以降に繰り越されるものについては、第七条及び第十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p>

改正案

附則	
(所掌事務の特例)	
<p>第二条 (略)</p> <p>2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
期限	(略)
(略)	(略)
(略)	<p>一 原子力発電施設等立地地域(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法平成十二年法律第四百十八号)第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の指定に関すること。</p> <p>二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。)の作成に関すること。</p> <p>三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p>
<p>(特別の機関の設置の特例)</p> <p>第四条の二 平成三十三年三月三十一日までの間、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる原子力立地会議は、本府に置く。</p>	

現行

附則	
(所掌事務の特例)	
<p>第二条 (略)</p> <p>2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
期限	(略)
(略)	(略)
(略)	<p>一 原子力発電施設等立地地域(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法平成十二年法律第四百十八号)第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の指定に関すること。</p> <p>二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。)の作成に関すること。</p> <p>三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p>
<p>(特別の機関の設置の特例)</p> <p>第四条の二 平成三十三年三月三十一日までの間、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる原子力立地会議は、本府に置く。</p>	